

焼きたてパン新聞 “ほっかほか”

経営合宿で来年度の計画を立てる！

今月のメニュー

1. 経営合宿
2. PAN メンバース
東京視察会
3. 業務内容
4. セルフメイケーション
税制 1



河原事務所11月度の恒例行事「経営合宿」。今年度は関西の税理士仲間では有名？な「有馬会議」。人事面でいろいろと悩んだ一年、そんな現状を突破するために、ここを選びました。3日間の初日は兵庫県北部のベーカリー&スイーツ店をベンチマーク。事前アポイントをさせて頂き、郊外型ならではの工夫を直接学ぶことができました。



①パンブキン: すき焼きパン大人気！②エス・コヤマ: 広報の千葉さんに案内して頂きました。③ルフラン三田: ランチの充実度！



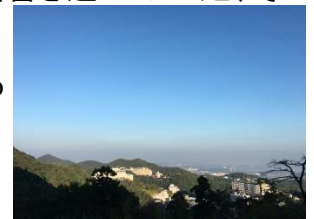
熱い議論が交わされる！

2日目は、会議室を借り終日缶詰で今年度の振り返りから次年度の計画へ。毎年恒例次年度のキャッチフレーズが「P・P・A・P～P」に決定！ふざけているようですが結構まじめ！フレームが決まることで、数値計画・行動計画が組みやすくなり、三人で、とことん話し合うことができました。夜は神戸牛に舌鼓！食も満足な3日間。間違いなくこの合宿が事務所力を高めていると思います。



宴会は合宿の醍醐味！

河原事務所の経営合宿は、毎年11月上旬に行うため、私は合宿の空き時間を利用して、毎年手帳の更新をしています。事前に来年度の手帳を購入し、11月以降のスケジュールを書き写していきます。毎月の社内勉強会や経営会議の日程など、事前に決定しているものもあります。それに加え、お客様の決算や訪問のタイミング、会計事務所としての繁忙期などの予定を想像しながら、その日程を書き込んでいくと、その月に自分がどのように行動すべきか想定できます。そうすることにより、数か月後の予定に対しても、しっかりと事前に準備し、落ち着いて目の前の業務に集中できるように思います。しっかりと頭を使って考えた後は、大好きな温泉をしっかりと堪能しました！身も心もスッキリし、気持ちよく新年を迎える準備ができました。今年も残りわずかですが、最後まで気を抜かずに頑張ります。(池田 晃幸)



清々しい空気の中、ジョギングもしました！



夜中の有馬を散歩したときの様子です。

有馬温泉は、私の記憶の中では初めて訪れた場所です。山奥の険しい坂がいっぱいあるなかに、温泉のある旅館がたくさんあり、とても新鮮でした。これだけ隔たれた場所になると、普段の喧騒のある風景を一旦忘れて、改めて考える時間を持つたと思います。私が今回持っていたテーマは「役割分担を考える」ということです。普段仕事をしていると、これもあれもやろうと思ってしまうのですが、それではできる量に限界が感じていました。今一度自分の役割を見つめなおし、どのように仕事をしていくかを考える時間を多くとったように思います。個人でできることは限られています。一人でやるより、うまく分配してやるほうが気持ちも楽で、結果的に仕事も良くなるかもしれませんね。(喜多 泰友)

2016 年度PANメンバーズ 東京視察研修会



2日間バスで移動。アテンドの
日粉さんありがとうございました



販促物の多さと量が圧倒的！



厨房の効率化に興味深々！

11/24～11/25の2日間、PANメンバーズの東京地区視察研修会に同行させていただきました。初日は以前より団体として交流のあるNPO法人日本リアルベーカリー(NRB)の皆さんのお店へ。お客さまに選ばれる理由～例えばイベントの回数、特化型販売、SNSの活用、コンセプトが明確なお店作り、そして圧倒的な看板商品。厨房に入れて頂いたり、活用している販促物を見せて頂いたりで、本当に勉強になりました。夜はNRBの皆さんと交流会。「銀座ごち惣家」はサーバードランプリで優勝した布施さんのお店で、サービスの仕方など、ここでも美味しいものを食べながら勉強することができました。2日目は都内ブーランジェのお店へ。丁寧なパン作り、衛生面の徹底、製造の効率化によるタイムリーな商品提供等々、やはりこちらもお客さまの「来店動機」が明確。わざわざシェフに、店前にてお話しを聞かせて頂くなど、本当にお世話になりました。最後は品川駅近辺のレストランで今回の視察の振り返り。交流と勉強の充実した2日間でした。

～今回お世話になったベーカリー～



東京都国立市プチ・アンジュ



小金井市クラウンベーカリー



三鷹市トーホーベーカリー



世田谷区サンセリテ北の小麦



横浜市青葉区プロログ



世田谷区ブーランジェリースドウ



東京都港区セイジアサクラ



東京都中央区銀座 ごち惣家

事業内容 ホームページは <http://www.bakery-no1.com>

1. 身近なパートナーとしての税務顧問
2. 「現金管理」や「目標管理」を中心としたショップ経営のサポート
3. 「儲かるお店をつくる5ステップ」など繁盛店セミナー・講演・勉強会
4. 会計業務全般請負(業務改善～入力代行)

〒530-0001 大阪市北区梅田 1-1-3 大阪駅前第3ビル2F

TEL:06-6131-5600 FAX:06-6131-5670 e-mail:info@bakery-no1.com



セルフメディケーション税制～その1～

平成29年分の確定申告より「セルフメディケーション税制」がスタートします。これは、平成29年1月1日から平成33年12月31日までの間に自己又は自己と生計を一にする配偶者やその他の親族の特定一般用医薬品等購入費を支払った場合において、その年中に健康の保持増進及び疾病の予防への取組として一定の健康診査や予防接種などを行っているときには、選択により、その年中の特定一般用医薬品等購入費の合計額のうち、1万2千円を超える部分の金額の所得控除を受けられる制度です。この特例の適用を受ける場合には、制度の対象となる特定の成分を含んだOTC医薬品の領収書のほか、その年中に一定の健康診査や予防接種など特定の取組を行ったことを明らかにする書類を確定申告書に添付等する必要があります。つまり、インフルエンザの予防接種やメタボ検診、人間ドッグなどを受診し、その書類と対象となるOTC医薬品の領収書を添付し確定申告をすることで、その医薬品代の合計1万2千円を超える部分の金額の所得控除が受けられます。この制度の控除限度額は8万8千円ですが、医薬品代が10万円を超える場合は、選択により医療費控除の適用が受けられます。引き続き82号もご参照ください。(池田 晃幸)